令和７年８月４日

法務大臣
鈴木　馨祐 殿

令和８年度予算概算要求に関する重点要望

公明党　法務部会

我が国の内外における状況は急激に変化して来ており、少子高齢化、人口減少、価値観の多様化、凶悪犯罪の多発化、SNS や AI の普及や進化など、全国各地で抱える諸問題の解決に全力を注ぐことが重要である。このため、これまでに進めてきた法制度の整備やデジタル化の推進などをより一層推進すると共に、国民の権利擁護のための新たな取組も必要になってくる。

先の参議院選挙においても争点となった外国人政策に関して我が党は、外国人材を適切に受け入れ、秩序ある共生社会の構築を目指していく。

こうした考えのもと、公明党法務部会として、令和８年度予算の概算要求において以下の重点項目を適切に反映するよう、強く要望する。

１．民事法制に関連した取組

１－１）改正民法（共同親権）の円滑な実施に向けた取組

子の最善の利益を確保する観点から、令和６年５月に成立した改正民法を円滑に実施するため、関係府省庁等連絡会議において着実に施行準備を行うとともに、新しく導入される共同親権や法定養育費などについて広く国民への周知・啓発を迅速に進めること。

１－１－１）　離婚後の子の養育に関する父母の協議が子の利益の観点からなされるための取組

父母が離婚後もその責任を適切に果たし、父母の協議が子の利益の観点から行われることを確保するため、離婚後の子の養育に関する情報提供等を行う親講座や親ガイダンスの実施、離婚前後のカウンセリング支援を強化すること。中でも、親講座や親ガイダンスについては、外国文化に配慮しながら各言語に対応したガイダンスを整備するなど、外国人への配慮も行うこと。

また、民間ＡＤＲの利便性を向上すべく、最新のデジタル技術の積極的活用や関係機関・団体との一層の連携強化を図るなどして、環境整備を行うこと。

１－１－２）安全かつ安心な親子交流支援体制の整備

別居後、離婚後の安全かつ安心な親子交流に関して、子の利益を最も優先し、どこに住んでいても適切・充分な支援が得られるよう、行政及び民間等による情報共有・支援体制を整備すること。

１－１－３）当事者にとって利用しやすい裁判手続の実現及び体制の抜本的強化

離婚後の子の養育に関する裁判手続については、当事者が利用しやすいよう、オンライン申立て、ウェブによる期日、ペーパーレス化など利便性の高いものとすることや、夜間や休日における手続なども検討すること。

１－１－４）当事者にとってより納得が得られる裁判手続の実現及び体制の抜本的強化

当事者にとってより納得が得られる結論を得ることができるように、調停・裁判期日の充実や保全手続の活用を図り、家庭裁判所調査官をはじめとする裁判所の人員及び予算を抜本的に強化することが期待される。

また、裁判所が適切な法的判断を行えるよう、裁判官、調査官、調停委員への研修等を実施するなど専門性の維持・向上を図り、離婚後の子の養育のあり方に関する知見を深めること。

併せて、親子交流に関しては、子どもの利益に適う安全かつ安心な親子交流を実施するために、こどもの意見を適切に聴取し、調査官調査を充実させるとともに、子どもや監護親等が安心して試行的親子交流に臨むことができるよう、家庭裁判所の児童室など物的環境の整備・拡充に努めること。

更に、法務省は共同親権行使の場面において、裁判所が適正かつ迅速な対応を図ることができるよう最高裁と連携し、併せて、充分な予算や人員を確保し、体制を強化すること。

１－１－５）離婚後の子の養育に関する状況把握・調査研究等

国や自治体は、養育費の確保や安全かつ安心な親子交流など別居後、離婚後における子の監護に関する取決めが適切に行われているかなど履行状況等を把握するとともに、その情報を蓄積し、子の利益の確保の観点から効果的な取り組みについて引き続き調査研究を行うこと。

また、養育費や親子交流等を定める共同養育計画については、できる限り離婚前に策定することが望ましいことから、民間団体や海外の取り組みを参考に

しつつ、わが国の最適な養育計画の在り方を子の利益の観点から調査研究し、これらの環境整備のため十分な予算を確保すること。

１－２）無戸籍者問題の解消

無戸籍者ゼロに向けて、法務省においては関係省庁等と密接に連携し当事者に寄り添った支援を継続して行うこと。また、令和６年４月に施行した嫡出推定制度について国民への周知・広報を図ること。

１－３）成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実

身寄りのない人や孤独・孤立状態に置かれている人が増えてきている中で、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を促進するためには、高齢者等に対し、身元保証サービス等を提供する事業者の適正な取り組みを推進するとともに、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策を充実させる必要がある。具体的には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法も踏まえつつ、成年後見制度を抜本的に見直すこと。あわせて、総合的な権利擁護支援策の構築に向けて、実践事例の把握・分析に努めるとともに、課題を把握し、権利擁護支援を必要とする方が着実に利用できるようにするための取り組みを推進すること。

１－４）相続登記・住所等変更登記の義務化への対応強化

相続登記・住所等変更登記の義務化について、国民への周知・広報及び相談体制を強化すること。また、新制度の円滑な実施に向けて、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者を積極的に活用すること。

１－５）登記所備付地図の整備

土地の位置や区画を明確にするため、令和７年度開始の新たな法務局地図作成事業の整備計画に基づき、全国の法務局において登記所備付地図の整備を戦略的に進めること。

２．国民の権利擁護に向けた取組

２―１）すべての人の人権が尊重される社会の実現

ジェンダー平等の実現、性的マイノリティのほか障がい者や外国人等への偏見・差別の解消、インターネット上を含めたいじめ・虐待・貧困等の人権問題解消

に強力に取り組むこと。ヘイトスピーチ及びヘイトクライムの根絶に向けて、省庁横断的な対応体制を構築すること。

２－２）選択的夫婦別氏制度

先の通常国会でも議論された選択的夫婦別氏制度について、1996 年の法制審議会答申を踏まえた上で、現行の戸籍制度を維持しながら、国民の分断や新たな差別が生じないよう幅広い合意形成を図りつつ、導入に取り組むこと。

２－３）性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を基に、性的マイノリティに関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めること。

２－４）性同一性障害特例法の見直し

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律については、いわゆる４号要件を速やかに見直すとともに、いわゆる５号要件の見直しについても早期に結論を得ること。

３．刑事法制に関連した取組

３－１）刑事再審手続の見直し

再審手続の長期化等が指摘されていることから、法制審議会において、再審請求審における証拠開示の在り方や再審開始決定に対する検察官の不服申立ての在り方などについて、再審請求の実情も踏まえつつ、多角的な視点から十分かつ迅速に結論が得られるように議論を促すこと。

３－２）オンライン外部交通の拡充等への取組

電話又はテレビ電話によるオンライン外部交通の拡充に当たっては、刑事施設やアクセスポイントとなる各施設の設備状況等の改善がなされて来ていると承知しているが、今後、より一層の環境整備に努めること。

３－３）取り調べの適正化

不適正な取り調べの事例が裁判所に認定される事案が散見され、いわゆる「冤罪」の温床になっているとの指摘もなされるなか、録音・録画の適切な実施などにより、取り調べが適正に行われるような環境を構築すること。

３－４）捜査手法の高度化等

特殊詐欺、強盗、組織犯罪など深刻化する犯罪に的確に対応するため、捜査手法の高度化を図るとともに、刑事手続のデジタル化を見据え、検察の人的・物的基盤を強化すること。

３－５）性犯罪・性暴力の根絶

改正刑法附則第 20 条 2 項に従い、「性的な被害を申告することの困難さ」に関する実態調査等を着実に進めること。当該実態調査の手法や項目の検討を行うにあたっては、近年行われた NHK 等の実態調査やドイツ等諸外国の実態調査を参考にし、被害当事者の意見も十分に踏まえつつ、法務省、内閣府、警察庁などの関係府省庁連携の上、現在の日本の状況に沿った形で実証性の高い調査となるようにすること。

３－６）再犯防止対策の推進

若年受刑者や満期釈放者等への“息の長い”支援を含め、国・地方・民間が連携して「第二次再犯防止推進計画」を着実に推進すること。あわせて、地方や民間への支援を充実すること。

３－７）拘禁刑下における矯正処遇・社会復帰支援の充実

拘禁刑下において、適切な収容環境を確保した上で、受刑者の特性に応じた柔軟な矯正処遇・社会復帰支援の一層の充実や実施体制の強化を図ること。加えて、関係機関や民間団体との連携による就労支援などの取り組みも充実すること。

３－８）保護司、更生保護施設等民間協力者への支援

保護司の安全確保及び持続可能な保護司制度の確立のため、保護司実費弁償金の拡充、更生保護行政のデジタル化の推進も含め、保護司活動の基盤整備を推進すること。また、更生保護施設の運営基盤を強化し、訪問支援事業を拡充するとともに、就労支援を含めた寄り添い型の支援を推進すること。

４．外国人との秩序ある共生社会実現のための取組

４－１）きめ細やかな外国人支援と利便性の向上

外国人が活躍できる社会に向けて、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づく施策を関係省庁連携の下で着実に進めること。特に、外国人個人の尊厳や人権に配慮しつつ、日本の文化やルール等を周知するためのオリエンテーション、相談支援、日本語教育支援、就労支援等の受入れ環境整備のための施策を一層充実するとともに、必要な体制の整備を行うこと。加えて、日本に在留する外国人の利便性向上のため、マイナンバーカードと在留カードの一体化を早期に実施すること。

４－２）育成就労制度の円滑な実施及び特定技能制度の適正化に向けた体制整備

日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるよう両制度の趣旨を広く周知するとともに、両制度を通じて外国人の人権保護や労働者としての権利性向上に一層取り組むこと。加えて、育成就労制度への移行に伴う急激な変化が、関係者等の不利益や悪影響にならないよう必要な体制整備に取り組むこと。

４－３）入管ＤＸの推進等

電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）を早期導入して厳格な出入国管理と円滑な出入国審査を両立させるとともに、その導入に伴い、DX により入国から出国までの情報の一元的管理を実現し、必要な人員を確保するなどして、在留審査の迅速化を図り、外国人の在留状況や受入れ環境についても適時適切に把握することで在留管理の高度化や在留支援の充実化を進めること。

４－４）外国人の税・社会保険料の未納付等防止に向けた取り組みの推進

外国人の税・社会保険料の未納状況等に係る情報を在留審査に適切に反映させるなど、外国人の税・社会保険料の未納等を防止するために必要な仕組の構築を検討し、更なる在留管理の高度化を目指すこと。

４－５）難民等認定申請の処理迅速化及び難民等の適切な保護

長期化している難民認定申請の処理については、標準処理期間（６月）内での処理が実現できるよう、審査の合理化を図るとともに、審査に従事する人員

の確保に努め、難民及び補完的保護対象者の認定制度全体として、真に保護を必要とする者をより一層迅速かつ確実に保護すべく、審査体制を整備すること。

４－６）条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への支援等

生活相談や日本語教育、就労支援など、関係機関が連携して条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への支援をきめ細やかに実施するとともに、周知・広報を一層図ること。

４－７）送還忌避問題への対応等

令和６年６月に全面施行された改正入管法の規定を適切に運用するとともに、令和７年５月に公表された「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づき、退去強制が確定した外国人について、護送官付き国費送還の促進等の措置を講じることにより、送還忌避者の縮減に取り組むこと。

５．時代に即した司法・法務行政に向けた取組

５－１）総合法律支援の充実・強化

あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報・サービスが受けられる社会を実現するため、法テラスによる持続可能な支援体制を発展させ、総合法律支援の更なる充実・強化を図ること。特に、犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援の実現を目指し、犯罪被害者等支援弁護士制度の安定的かつ充実した運用に向けて更に体制を充実させるとともに、こども、高齢者、障がい者、ひとり親、DV・児童虐待や霊感商法の被害者、在留外国人等、多様なニーズや社会的な問題に応える取り組みを着実に実施し、支援を推進すること。また、令和８年５月までに施行される改正民法も踏まえ、民事法律扶助の充実、DV 等被害者への相談体制の一層の強化に取り組むこと。

５－２）司法分野及び法務行政のデジタル化

民事・家事及び刑事手続のデジタル化並びに入管行政・司法試験等の法務行政のデジタル化を着実に推進すること。とりわけ、民事・家事手続のデジタル化における本人サポートを充実するなど、利用者が使いやすいものにするとともに、情報セキュリティ対策に万全を期すこと。また、本年５月から始まった戸籍の氏名への振り仮名記載を円滑に実施すること。

５－３）ODR の推進

全ての人々に司法へのアクセスを提供するため、相談機関を含む関係団体等と連携し、ODR を実施する環境を整えること。また、ADR・ODR の周知・広報の取り組みを一層推進すること。

５－４）災害に備えた矯正施設・更生保護施設の整備

再犯防止対策の効果向上と地域防災の強化に向けて、矯正施設・更生保護施設の環境整備や耐震化・老朽化対策を強力に推進すること。また、職員宿舎等を含めた法務省の施設整備も同様に進めること。

５－５）労働審判の実施支部の拡充

労働審判を実施できる支部が限られているため、実施支部を拡大し、そのための人的・物的基盤の整備を図ること。

５－６）時代に即した法律用語の見直し

「卑属」のような人権の観点からも時代錯誤となるような法律用語について、その見直しに向けた検討を行うこと。

５－７）法教育の推進・法曹人材の確保

学校現場の負担も踏まえ、その実施方法を工夫するなどしながら法教育の一層の推進を図るとともに、質の高い法曹人材の確保に向けた情報発信等を積極的に実施すること。

５－８）インテリジェンス機能向上に向けた体制の充実強化

経済安全保障やサイバー空間上の脅威、国内外におけるテロ関連動向等に関する情報収集・分析機能を強化するため、AI 等の活用を推進するとともに、人的・物的体制を充実すること

６．法務行政における国際貢献に向けた取組

６－１）司法外交閣僚フォーラム等の成果展開

司法外交閣僚フォーラムの成果である、効果的なウクライナ汚職対策支援、ASEAN・G7 の法務省等若手職員のネットワーク形成、法制度整備支援の更なる推進等や、京都コングレスの成果として策定を主導した再犯防止国連準則の活用支援を着実に実行すること。　また、国際機関への法務省職員の派遣や司法外交の展開に必要な国際法務人材の育成に引き続き取り組むこと。

６－２）経済活動の国際化を支える環境整備

国際仲裁が紛争解決手続のグローバルスタンダードである観点から、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和６年指針）」に基づき、人材の育成や国際仲裁の国内外での周知啓発、仲裁機関の認知度及び評価向上に取り組むとともに、国際機関との連携を更に強化し、紛争解決制度や民商事法の分野における国際的なルール形成を主導すること。また、AI 翻訳を活用するなどし、日本法令の外国語訳の整備と国際発信を一層推進すること。